

第3回笠松町議会定例会議決結果(8月30日開会、9月18日閉会)

第47号 平成30年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認

補正額 5,850,000円
補正後歳入歳出予算額 6,458,224,000円

[主な補正内容]

- ・ブロック塀などの除去に対する補助金を増額
- ・7月の豪雨災害の影響で笠松みなと公園に堆積した土砂の撤去に伴い、工事請負費を増額

第48号 人権擁護委員候補者の推せん

任期満了に伴い、安藤 隆氏(北及)と森 真理子氏(米野)を引き続き同委員候補者に、千村 ゆかり氏(東陽町)と岩村 雅人氏(門間)を新委員候補者として推せんするため、町議会の同意を求めるもの

第49号 笠松町犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者などの支援について、基本理念と町の施策の基本事項を定め、犯罪被害者などが必要とする施策を総合的に推進するため、新規条例を制定

第50号 笠松町上下水道事業経営審議会設置条例

水道料金と下水道使用料の改定など上下水道事業の経営について、重要事項などを審議する「笠松町上下水道事業経営審議会」を設置するにあたり、新規条例を制定

第51号 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑登録事務において、性別欄を削除することに伴う所要の規定整備

第52号 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

事業系ごみ(事業活動に伴って生じた可燃ごみ)の有料化に伴う所要の規定整備

第53号 笠松町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

旅館業法の一部改正に伴い、営業種別を改正する所要の規定整備

第54号 笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結

契約の金額 金 65,880,000円
契約の相手方 株式会社加藤組

第55号 全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約の締結

契約の金額 金 8,100,000円
契約の相手方 都築電気株式会社 名古屋支店

第56号 町道の路線認定

田代・北及地内の宅地開発により設置された私有道路の町道編入

第57号 平成30年度笠松町一般会計補正予算(第3号)

補正額 279,115,000円
補正後歳入歳出予算額 6,737,339,000円

[主な補正内容]

- ・犯罪被害者などに支給する遺族支援金など、扶助費を増額
- ・公共施設巡回町民バスの修繕料を増額

- ・住民票やマイナンバーカードなどに旧姓を併記することができるよう、住民記録システムなどの改修費用を増額
- ・平成29年度障害者自立支援給付費などの国・県負担金の精算に伴い返還金を増額
- ・平成29年度福祉医療費助成事業補助金の精算に伴い返還金を増額
- ・下羽栗中央墓地駐車場造成工事に伴い、工事請負費や公有財産購入費などを増額
- ・町営火葬場・北及霊苑のブロック塀撤去とフェンス設置に伴い、工事請負費を増額
- ・空き店舗などを活用する創業者の増加に伴い、創業者家賃助成金を増額
- ・高齢者交通事故防止対策重点地域に指定されたことに伴い、交通事故防止啓発費用を増額
- ・「清流の国 ふるさと魅力体験」事業に下羽栗小学校6年生が参加することに伴い、バス賃借料を増額
- ・前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるため積立金を増額

第58号 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正額 270,000円
補正後歳入歳出予算額 2,511,321,000円

[主な補正内容]

- ・国民健康保険制度の改正(都道府県単位化)によるシステム改修に伴い、委託料を増額

第59号 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額 64,779,000円
補正後歳入歳出予算額 1,932,040,000円

[主な補正内容]

- ・平成29年度事業精算に伴い、国・県・社会保険診療報酬支払基金に対する返還金、一般会計繰出金を増額

第60号 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正額 165,000円
補正後歳入歳出予算額 801,581,000円

[主な補正内容]

- ・笠松町上下水道事業経営審議会の設置に伴い、委員報酬を増額

第61号 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定

歳入総額 7,835,783,852円
歳出総額 7,440,010,889円
差引残額 395,772,963円

第62号 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額 3,031,436,647円
歳出総額 2,766,442,722円
差引残額 264,993,925円

第63号 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額 265,015,641円
歳出総額 264,130,802円
差引残額 884,839円

第64号 平成29年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額 1,830,886,528円
歳出総額 1,769,843,497円
差引残額 61,043,031円

第65号 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額 960,475,234円
歳出総額 945,213,909円
差引残額 15,261,325円

第66号 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分

収益的収入 265,112,203円
収益的支出 209,928,951円
差引額 55,183,252円

資本的収入 18,797,940円
資本的支出 101,939,881円
差引額 △ 83,141,941円
(第61号から第66号までは、6～8ページ参照)

第67号 平成30年度笠松町一般会計補正予算(第4号)

補正額 2,515,000円
補正後歳入歳出予算額 6,739,854,000円

[主な補正内容]

- ・笠松小学校非常放送設備と松枝小学校自動火災報知設備の取替工事に伴い、工事請負費を増額 [すべて可決]

【報告】

- ・平成29年度笠松町健全化判断比率の報告(9ページ参照)
- ・平成29年度笠松町資金不足比率の報告(9ページ参照)

【請願】

- ・核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願〔不採択〕

ごみを減らしましょう ～事業系可燃ごみの有料化について～

平成31年4月1日から事業系可燃ごみを有料化します。
なお、家庭から排出されるごみは今までどおり無料です。

ごみ処理手数料 10kgまでごとに108円
(例) 8kg108円、15kg216円、50kg540円

〈ごみ処理手数料の支払い方法〉

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。)に収集運搬を委託している場合
ごみ処理料は、許可業者に支払っている「収集運搬料金」に「ごみ処理手数料」を含む金額となります。

有料化後の金額は、現在契約されている許可業者にお尋ねください。許可業者は、収集した可燃ごみをごみ積替施設に搬入し、町に「ごみ処理手数料」を支払います。

許可業者に支払う収集運搬料金は①と②の合計金額となります。
①収集運搬料金×消費税
②処理手数料(ごみの量×10kgまでごとに108円)

- 事業者が自ら積替施設に直接搬入する場合

役場で搬入の手続きをした後、ごみ積替施設(※)に自ら搬入し、後日、「ごみ処理手数料」を支払います。

※ごみ積替施設 株式会社高島衛生(岐南町平成6丁目110番地)

事業活動に伴うごみ(可燃ごみ・資源ごみ・燃える大型ごみ・金物ガレキなど)は少量であっても町内のごみステーションには出せません!許可業者に収集運搬を委託するか、ごみ積替施設に直接搬入してください。

【問合先】環境経済課 ☎388-1114